

平成28年（ワ）第380号放送法遵守義務確認等請求事件（第1事件）

平成28年（ワ）第696号放送法順守義務確認等請求事件（第2事件）

平成29年（ワ）第137号放送法順守義務確認等請求事件（第3事件）

平成29年（ワ）第466号放送法順守義務確認等請求事件（第4事件）

第1事件原告 宮内正巖

第2事件原告 溝川悠介 外44名

第3事件原告 北野重一 外57名

第4事件原告 高桑次郎 外21名

被 告 日本放送協会

意見陳述書（5）

2020年6月11日

奈良地方裁判所 民事部合議2係 御中

原告ら訴訟代理人

弁護士 佐藤 真理

最終口頭弁論期日にあたり、次のとおり意見陳述いたします。

第1 本件訴訟の意義

NHKの視聴者は、受信料を支払うだけの存在ではない。主権者として、NHKに働く人達と共同して、「国民の権利を擁護し、民主主義の前進に寄与するNHK」をめざして、主体的な役割を果たすことが求められているのである。本件裁判はその一つの実践である。

放送は、国民の知る権利に奉仕するものであるが、知る権利に応える情報の多様性は、放送事業者の自由競争に委ねるだけでは十分に確保できない。そのために、放送法4条1項各号は、放送事業者の放送番組編集の自由に対する「公共の福祉」に基づく制約として、放送番組の編集にあたって、「政治的に公平であること」、「報道は事実を曲げないですること」、「意見が対立している問題については、できるだけ多くの角度から論点を明らかにすること」などを義務付けている。

原告は、本裁判において、NHKがニュース報道番組において、放送法4条1項各号および同趣旨の国内番組基準を遵守して放送する義務があることの確認を請求しているのである。

第2 最高裁大法廷判決はNHKの放送内容を判断していない。

- 1 2017年12月6日の最高裁大法廷判決は、「放送は、憲法21条が規定する表現の自由の保障の下で、国民の知る権利を実質的に充足し、健全な民主主義の発達に寄与するものとして、国民に広く普及されるべきものである。」と判示の上、放送受信設備設置者（テレビの購入者）がNHKの放送を視聴していないとして受信契約の締結を拒否している場合にも、放送法64条により受信契約の締結が義務付けられ

ているとして、「放送法64条は合憲」と判示した。

マスコミ等は、NHKの経営基盤の安定につながる同判決には理解を示しつつも、NHKの現状に対して、厳しい批判を行った。「問題は、判決が説く『公共放送のあるべき姿』と現実との大きな隔たりである。」「『政治との距離』を問題視するなど公共放送としての在り方を問う声は根強い。」などと報じた（朝日新聞・甲64の1、2）。

2 最高裁大法廷判決の評価について

最高裁大法廷判決は、未解明な論点が多く、多くの宿題を残している。この点については、2020年1月16日の弁論更新の際の意見陳述で詳細に述べたところであるので（同日付け意見陳述書の第4）、繰り返さない。

最高裁大法廷判決は、NHKの放送内容については何ら判断していない。ニュース報道番組がいわゆる「アベチャンネル」状態に陥っているのではないか、NHKは公共放送にふさわしいニュース報道を行っているのか否かについては、全く判断していない。

本裁判は、国民の知る権利と民主主義の前進という観点から、公共放送たるNHKの放送内容を正面から問いかけているのである。

第3 テレビのニュース報道に対する国民の信頼と報道関係者のアンケート調査

1 NHKは、本年3月より、テレビ番組放送とインターネットの常時同時配信を始めた。

活字離れにより、新聞の購読者の減少が言われているが、近年はインターネットでニュースを見る人が多く、テレビ離れも進行している。こういう状況の中で、テレビのニュース

報道が国民に信頼されているのか、国民の知る権利に応え、民主主義の発達に寄与しているのか、が問題となっている。

- 2 日本マスコミ文化情報労組会議（MIC）が、2020年2月26日以降、報道関係者に対して行った「報道の危機」アンケートの結果を4月21日に公表した（甲360）。

これによると、現在の報道現場で「報道の自由」が守られていると思うかとの質問に対し、「守られていない」との回答者は、新聞・通信社関係現職の46%、テレビ放送局関係現職の59・1%にも上っている。

現在の報道現場で「報道の自由を阻害している要因と感じるものは何か」との質問に対しては、新聞・通信社関係者の70・4%が「政権の姿勢」と回答し、「報道機関の幹部の姿勢」との回答が64・8%を占めている。テレビ放送局関係者では「政権の姿勢」との回答が63・5%、「報道機関の幹部の姿勢」との回答者が90・4%に上っている。

このように、新聞の購読者やテレビの視聴者だけでなく、報道現場で働くマスコミ労働者自身も、「政権の姿勢」や「報道機関幹部の姿勢」により、「報道の自由」が歪められ、守られていないとの危機感を募らせているのである。「政権の姿勢」に影響を受け、「報道の自由」が歪められ、「政権への忖度」が蔓延しているのが、我が国のマスコミの特徴である。

- 3 「独立放送規制機関」の設置が世界的潮流であり、通信・放送行政の権限を直接、政府がにぎっている国は、主要先進国では日本とロシアくらいであることなどは、1月16日の弁論更新の際の意見陳述で強調したので、繰り返さない。

最終準備書面では、放送法4条1項及び国内番組基準に反する放送を行っているとして、13項目を取り上げているが、

その内のいくつかを、時間の許す限り、口頭で陳述する。

第4 ETV2001・番組改変事件

まず、永田浩三証言及び同証人の著書「NHKと政治権力 番組改変事件当事者の証言」（甲212）で詳細に説明されたETV2001・番組改変事件である。

2001年1月30日、NHK教育テレビジョンで放送されたETV2001「問われる戦時性暴力」（シリーズ「戦争をどう裁くか」第2回）の番組改編である。NHK予算承認の国会審議の時期と重なったこと（予算案は1月25日に総務大臣に提出）もあり、松尾武放送総局長らが放送前日（29日）に安倍晋三官房副長官を訪ねたところ、安倍氏が「慰安婦」問題についての持論を展開したうえで「番組は公正中立に」「お前勘ぐれ」などと発言したのを受けて、天皇の戦争責任を全部削除する、中国等での被害に遭った元慰安婦らの証言をカットする、残虐行為を働いた元兵士の証言をカットするなどの劇的な番組改編によって、44分の番組が40分に短縮された事件である（永田6～8頁）。

原告バウネットの訴えを全面的に認め、NHKに対し「政治家の意図を忖度して、政策に携わる者の方針を離れて番組を当たり障りのないように改変、取材に協力した原告らの期待と信頼を裏切った」として200万円の損害賠償金の支払いを命じた東京高裁判決（平成19年1月29日・判例タイムズ1258号242頁）やBPOの放送倫理検証委員会の意見書（甲160）において、NHKは番組改編について「自主・自律の報道倫理にもとる行為」があった等の厳しい指摘を受けて、真摯な反省をしたはずである。ところが、この事件の教訓を肝に銘じることができなかったNHKの体質が1

9年後に露呈したのが、次のかんぽ不正報道問題である。

第5 かんぽ不正報道問題

- 1 2018年4月24日、NHKは「クローズアップ現代＋『郵便局が保険の押し売り！～郵便局員の告白～』」との番組を放送し、「かんぽ」の不正・不適切販売問題を取り上げた。

番組への反響は大きく、続編に向けて取材活動が行われた。続編の放送予定日が同年8月10日と決まり、7月に動画2本をネットにアップロードし、視聴者からの情報提供を募った（オープンジャーナリズム、甲272・13頁参照）。この動きに対し、日本郵政、かんぽ、日本郵便3社（以下「郵政側」という。）が激しく抗議してきた。同年10月23日、経営委員会が上田良一NHK会長に嚴重注意し、11月6日、NHK会長名の回答文書、事実上の謝罪文を木田幸紀放送総局長が日本郵政に持参した。

- 2 被告NHKは、2本の動画をアップロードして視聴者からの情報を収集し、その情報に基づいて「かんぽ不正問題」の続編番組を制作、放送すべきであった。

ところが、郵政側の抗議に屈して、動画を削除し、さらに、続編の放送を2018年8月10日から同年10月30日に延期し、被害を拡大させた。しかも、肝心の「かんぽ生命保険の不正問題」について報道しなかった。きちんとした続報が放送されたのは、2019年7月31日であり、1年も遅れたのである（永田11頁、甲233の12頁）。（注：最終準備書面39頁のシの記載はやや不十分であった。）

- 3 経営委員会の上田会長に対する嚴重注意について、経営委員会の委員長代理・現委員長の森下俊三氏は、当初「番組に

関する議論は一切していない」などと虚偽の弁明をしていた（甲 275～278、甲 280、甲 282～285）。

放送法 3 条（放送番組は何人からも干渉され、または規律されることはない）、同法 32 条（経営委員は個別の放送番組の編集その他の NHK の業務を執行することができない。経営委員は、個別の放送番組の編集について、第 3 条の規定に抵触する行為をしてはならない）に明確に違反するものであり（注：放送法 32 条は、2007 年放送法改正で盛り込まれた。甲 233 の 12～13 頁）、元経営委員や弁護士、市民団体などから森下俊三氏の経営委員の辞任要求が出されている（甲 279）。

- 4 2019 年 9 月に視聴者団体が NHK に次の二つの文書の開示請求を行った。一つは、2018 年 4 月 24 日放送のクローズアップ現代+や日本郵政グループについての NHK 経営委員会での議論内容のわかるすべての資料、もう一つは、NHK 上田会長に対して行った厳重注意についての経営委員会での議論の内容がわかる全ての資料の開示請求である。

野党からの経営委員会の議事録の公開要求を受け、本年 3 月 10 日の経営委員会で「厳重注意に至る議事の経過を補足する資料の公表を検討する。」との議論がなされたが（甲 280）、未だに補足資料は公表されていない。

本年 5 月 22 日、NHK 情報開示・個人情報保護審議会（委員長：藤原静雄中央大学大学院教授）が「一部開示でなく開示が妥当」との答申を行ったが（甲 396）、NHK の情報公開ホームページによると、開示には至っていない模様である。

第 6 黒川検事長任期延長・検察庁法改正問題

1 政府・与党は、検察庁法の一部改正を含む国家公務員法等の一部を改正する法律案（2020年3月13日提出）の2020年通常国会（201国会）での成立を見送った。検察庁法改正案に対する広範な国民の強い批判を受けての措置であり、国民の運動の大きな成果である。

しかしながら、政府・与党は検察庁法改正案の成立をあきらめたわけではなく、秋の臨時国会まで先送りしたに過ぎない。

2 政府は、検察トップの検事総長人事については、長年介入を控えてきたところ、安倍政権は、本年1月31日、黒川弘務東京高検検事長の勤務延長の閣議決定を行った。法務・検察の関係者間では、黒川氏が63歳になる2月8日までに退官し、7月25日に就任2年を迎える稲田伸夫検事総長がその頃退官し、7月30日に63歳を迎える林眞琴名古屋高検検事長が検事総長に就任すると見られていたのに、政府が誕生日直前の黒川氏の定年を8月7日まで延長する閣議決定を行って、黒川氏が検事総長に就任する道を開いたのである。

しかし、そもそも検察庁法（1947年5月3日施行）で定められている検察官の定年（検事総長は満65歳、その他の検察官は満63歳）に関して、国家公務員法81条の3の定年延長規定が適用されないことは、その立法当初から揺るぎない解釈であり、その運用は厳格に行われてきた。にもかかわらず、今回、国家公務員法と同様に政府の裁量による検察官の定年延長規定を検察庁法に盛り込んだうえ、これを国家公務員全体の定年延長を定める国家公務員法改正と一括法案として提出（3月13日）したこと自体に重大な問題がある。

黒川検事長の定年を本年8月7日まで半年間、延長した閣

議決定は、検察庁法 22 条、同法 32 条の 2 に違反し、国家公務員法 81 条の 3 は検察官には適用されないとする一貫した立法者意思や政府解釈にも反するもので、明確に違法である（甲 331、甲 362）。

このような検察庁法改正案は、政治権力が検察官の人事に介入し、政権にとって意に沿わない検察の動きを封じ込め、政権関係者の違法を摘発し刑事責任を追及する道を閉ざす事態を招くものである。それは、検察官の独立性及び政治的中立性を損い、検察組織に対する国民の信頼を大きく揺がすものである（甲 321）。

3 2020 年 3 月以降、日を迫うごとに、弁護士会をはじめとする各界各層、多くの市民が、検察庁法改正案に対して、「ツイッターデモ」を含めて、抗議の意思を表明した。全国 52 単位弁護士会のすべてが検察庁法改正に反対する会長声明を發出しており、日弁連は 4 月 6 日と 5 月 11 日と 2 度にわたり、会長声明を發出した（甲 331、甲 362）。

そのための情報を提供したのは、各民間放送局であり、新聞報道であり、ネットニュースであった。

例えば、TBS は 2020 年 5 月 16 日の「報道特集」で 24 分 44 秒を割いて、「検察幹部の定年延長 広がる反対の声 問題の根源は？」というタイトルの特集物を放送した。その中の後半で、森友問題をめぐって黒川弘務氏と官邸のつながりを追及した。2018 年 5 月下旬、財務省が森友関連文書の改ざんをめぐる調査報告書（同年 6 月 4 日付、甲 310）の公表時期を国交省と協議していた時期だが、総理官邸が法務省を通じて、検察当局に、早く刑事処分を出すよう、何度も「巻き」を入れていた。この時の法務省の責任者が黒川弘務事務次官であった（甲 390）。

4 黒川氏は、長年、法務省の官房長や事務次官を務め、「官

邸の守護神」とも言われる存在であった。黒川氏が法務事務次官当時、森友問題で、背任、文書改ざん、偽証等に問われた財務省・近畿財務局の関係者38名全員が不起訴処分となった（甲372）。

異例の閣議決定は、河合克之前法相、河合案里参議院議員が公職選挙法違反事件で捜査対象となっていること、安倍首相自身も、「桜を見る会」問題に関連して、公選法違反及び政治資金規正法違反の容疑で、662名の弁護士・法律家から刑事告発を受けているなど（甲386の1、2）、検察の捜査対象とされることを極度に恐れ、保身的意図に基づくものと思料される。

5 5月15日には、森法務大臣が衆議院内閣委員会で初めて答弁に立ったが、森法相は、検察庁法改正の必要性及び役職定年延長の判断基準について、中身のある説明ができなかった（甲373、374）。同日の国会中継は、国民の大きな注目を集め、衆議院が運営するインターネット中継にはアクセスが集中し、視聴が困難な状態となるほどであった（甲387）。

驚くべきことに、NHKは、同日の国会中継を放送しなかった。当然、国会中継がないことについて、多数の視聴者から抗議が殺到した。

当職（佐藤）は、後日、NHKふれあいセンターに電話して「何故、国会中継をしなかったのか」と尋ねたところ、「報道局が総合的に判断して決めた」との回答であった。さらに、「『総合的』というのは、A、B、C、Dなどいくつかの要素を挙げて『総合的』となるはずだ。どのような要素をどのように検討したのか」と聞くと、「総合的判断です。」と繰り返すばかりで、不誠実な対応に終始した。なお、苦情が多

数、NHKに寄せられたこと自体は認めていた。

- 6 黒川弘務検事長は、新型コロナウイルスの感染拡大を受けた「緊急事態宣言」下において、産経新聞記者らと賭けマージャンを繰り返していたことが週刊誌で報道されて、5月22日に辞職したが、懲戒処分の「戒告」でなく、「訓告」にとどまり、約5900万円もの多額の退職金の支給を受けた。
- 7 被告NHKは、重要な政治的課題について積極的に報道しないという不作為によって政権を利するという、報道機関として論外の報道姿勢を選択したのであり、政治的に公平ではなく（2号違反）、事実をまげる以前に、前提となる報道すらせず（3号違反）、言うまでもなく、多くの角度から論点を明らかにしなかった（4号違反）。報道自体をしなければ、放送法4条1項違反は生じないと考えているのかもしれないが、政権批判を生じさせうる極めて重要な政治的課題を報道しないという限度を超えた不作為は、それ自体、放送法4条1項違反となる。

第7 NHKの応訴態度

被告NHKは、「請求の棄却」ないし「訴えの却下」を求めるだけで、原告の主張・立証に対して、積極的な反論はしなかった。

裁判所が、合議体審理に移行し、原告申請証人5名、原告の代表者5名の尋問を採用した後も、被告の態度に変化は見られなかった（本年1月14日付けの準備書面（6）も従前のものの焼き直しに過ぎない。）。驚いたことに、原告申請証人5名、原告の代表者5名の尋問に対し、反対尋問権を放棄したのである。

裁判所は、よもやNHKを負かすことはない、と「高を括

っている」のだろうか。

第8 結び — 歴史的判決を期待する。

- 1 放送免許制度の下、5年に一度の再免許申請時に、放送法4条1項各号に違反する放送が行われたか否かの審査が、総務省において行われている。

この審査において、放送法違反ではないが当時の郵政大臣から「厳重注意」が行われた事例や、注意義務を怠った重大な過失があるとして情報通信政策局長から「厳重注意」が行われた事例などがある。

著名なのは、1993年総選挙報道をめぐって、テレビ朝日の椿貞良取締役報道局長が日本民間放送連盟（民放連）の会合において、「反自民の連立政権を成立させる手助けとなるような報道をしようではないか」との趣旨の発言を行った件（椿発言事件）に関し、放送法違反ではないかと疑われたケースがある。1994年9月2日、郵政大臣は、「放送法第3条の2第1項（番組編集準則）の規定違反の事実は認められないとの結論を得たので、法律に基づく措置は取らないが、役職員の人事管理などを含む経営管理面で問題があった」として、テレビ朝日に対して「厳重注意」を行った。

- 2 このように、司法機関ではなく、専門性を有する行政組織でもない独任制の行政組織が、放送内容を審査して、放送法違反の有無を判断しているという実体があり、しかも大臣ではなくて局長級の官僚がこれを行う事例すらある。

こういう状況において、裁判所が法判断してはいけないとの理由は全く見当たらない。本訴請求に対して、裁判所が真正面から判断することが求められているというべきである。

昨日（6月10日）、那覇地裁が憲法53条に基づく国会

招集要求に関する判決を言い渡した。2017年6月22日、野党の国会議員らが森友・加計問題の真相解明のために、憲法53条の「いずれかの議院の総議員の4分の1以上の要求があれば、内閣は、その召集を決定しなければならない。」との規定に基づいて内閣に国会召集を要求した。内閣は、3か月以上放置して、9月28日ようやく国会を召集したが、冒頭解散で、実質的な国会審理は行われなかった。

那覇地裁判決は「召集要求があれば合理的期間内に応える法的義務が内閣にはある」、内閣の裁量の幅は「限定的なもの」と判断して、「違憲と評価される余地はある。」としながら、原告の国会議員らの「不利益や損失は金銭で回復される性質のものではない。」「訴えは国家賠償制度の趣旨に添わない」などとして請求を棄却した。

自民党の2012年日本国憲法改正草案においてすら、「内閣は、召集要求があった日から20日以内に臨時国会が召集されなければならない。」としており、請求棄却の判決は疑問である。

朝日新聞の今朝の社説は「この国の健全な民主主義のために、なぜもう一步踏み込まないのか。司法の本来の責務の放棄と言わざるを得ない。」と厳しいが、同感である。

3 原告らは、2016年7月以降、丸4年に亘り、19回の口頭弁論を重ね、訴状・準備書面等を30通、407点に及ぶ書証を提出して、主張・立証を尽くしてきた。

人権擁護の最後の砦とされる裁判所に対し、「歴史的な判決」を言い渡されるものと強く期待している。

以上